

食品廃棄物の不適正な転 売事案の再発防止のため の対応について

(1) これまでの取組

平成 28 年 1 月に、愛知県の産業廃棄物処理業者が、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を、食品として不正に転売した事案が発覚した。

本事案は、食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大なものであったことから、平成 28 年 3 月 14 日に、環境省「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について」（以下「再発防止策」という。）を公表した。再発防止策では、①電子マニフェストにおける不正検知機能の強化、②排出事業者責任の周知徹底、指導強化に向けた排出事業者向けチェックリストの策定、通知、③食用と誤認されないよう包装の除去等の適切な措置等、④都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定、⑤食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化を掲げ、順次、進めているところである。

また、今般の廃棄物処理法改正にもその対策の一部として、電子マニフェストの一部義務化、マニフェスト虚偽記載等に関する罰則の強化、許可を取り消された処理業者等に対する命令等を盛り込んでいる。

＜参考資料＞

「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/102227.html>

(2) 課題と対応

本事案については、平成 29 年 1 月までに、行為者である産業廃棄物処理業者等関係者 3 名が廃棄物処理法（マニフェスト虚偽報告）違反、食品衛生法（無許可営業）違反及び刑法（詐欺罪）違反により、有罪判決を受け、刑が確定し、平成 29 年 2 月までに、産業廃棄物処理業者の事業場に保管されていた食品廃棄物について周辺環境に影響を及ぼさないものを除き、回収・撤去を完了した。これらを踏まえ、環境省では、関連法令やその運用の課題等について改めて検証し、有識者の協力を得て、課題と対応を取りまとめたところである。

都道府県等においては、取りまとめた下記の事項を踏まえ、不適正処理に対する監視等の強化、排出事業者責任の徹底などについての周知・指導等をお願いしたい。

①都道府県等・環境省による監視の強化

本事案の行為者は、産業廃棄物処理許可業者であるとともに、食品リサイクル法の国の登録業者であったものの、事前の立入検査等では不適正処理を見抜けなかった。

そこで、平成 28 年 6 月に策定した「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視を強化するとともに、食品リサイクル法の登録事業者に対する指導監督を強化（定期的な立入検査）したところである。さらに、立入検査において不適正処理を見抜くことができるよう職員の能力向上のために国や都道府県等による研修を充実していく必要があり、環境省では今年度から、都道府県等の職員を対象とする産業廃棄物対策研修、いわゆる「産廃アカデミー」について研修内容の見直しを行っているところである。貴自治体においても同研修の活用や職員研修の充実等をお願いしたい。

②排出事業者責任の徹底

本事案においては、発酵が難しいことが明らかな食品廃棄物を処分方法「発酵」として委託されていたものや冷凍ビーフカツをポリ袋に梱包している等、一見、商品と見えるような状態で委託されていたものもあった。また、排出事業者による現地確認や処理料金が適切であったか疑問である。

「3. 排出事業者責任について」で記載のとおり、平成 29 年 3 月 21 日付け「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」及び排出事業者が果たすべき責務をまとめたチェックリストを、排出事業者が活用して処理責任を果たすよう、都道府県等において周知徹底等をお願いしたい。

なお、平成 29 年 1 月に食品廃棄物が食用と誤認されないような適切な措置（例：包装の除去等）を講ずることを定めた、食品リサイクル法の判断基準省令の改正および食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）向けガイドラインの公表を行ったところである。ガイドラインでは、食品関連事業者の具体的な取組例として、食品廃棄物の引渡し時において、不適正な転売のリスクが相対的に高いと考えられるケース（例：不定期に、かつ一度に一定量以上の食品廃棄物が発生する場合や、消費・賞味期限が比較的長い食品を廃棄物する場合等）には、追加的な転売防止措置の取組（包装の除去・毀損、廃棄物である旨の印の付与等）を柔軟に選択して実施することを求めている。

＜参考＞P. 212 「3. 排出事業者責任」

③排出事業者や行政によるマニフェストを通じた廃棄物処理の確認

本事案の行為者は、電子マニフェストに処分が終了した旨の虚偽報告を行っていたものの、情報処理センターに記録が残っており、情報を迅速に検索できた。

そこで、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化を今般の廃棄物処理法改正に盛り込んだところである。また、電子マニフェストの一層の普及、不適正登録・報告内容の疑いの検知に資するようなシステムの改修を

引き続きしていく。さらに、不適正事案が発覚した場合に、行政が処理実態を正確に把握するためのマニフェストの記載事項等についても検討が必要であり、今後検討をしていく予定である。

＜参考＞P. 213 「4. マニフェストについて」

④事案の発覚後の対応

本事案においては、排出事業者責任に基づく回収が行われた一方で、排出事業者が特定できなかった食品廃棄物については、夏場を迎える悪臭等の発生が懸念され、愛知県では事実認定等に時間を要すること等の理由から措置命令、行政代執行を行わず、廃棄物関係団体等の自主的な協力等により撤去された。

しかし、今回の廃棄物関係団体等の自主的な撤去は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要である。また、害虫等の発生が差し迫っているような著しく不衛生な状況等の場合には、周辺住民の生命、健康に損害を生じるおそれがあり、現行法で適用可能とすべきとの御意見も頂いているところであるため、緊急代執行を行うことができるよう、当該通知を見直すことを検討しているところである。